

今回の裁判で、私たちの主張に対して国から反論がありました。

それによって、この裁判の争点が浮かび上がってきました。

今回はこの裁判の争点を簡単に説明しつつ、私たち原告がどのような主張をしているのかについて説明させていただきます。

まず、今回の裁判は3つの争点があります。

1つ目は、立候補年齢を定めることについて国会にどのような立法裁量を与えられているのかということです。

2つ目は、立候補年齢というものの合憲性を審査するための基準は厳しいものを使うべきなのか緩やかなものを使うべきなのかということです。

3つ目は、立候補年齢というものの合理性です。

国は立候補年齢を定めることについては国会に広範な立法裁量を与えられていて、その合憲性は緩やかに審査されるべきで、立候補年齢は合理的だという主張をしています。

これに対して、私たちは、被選挙権が重要な権利である以上、立候補年齢などによって制約するための立法裁量はないんだという話をしています。

そして重要な権利に対する制約である以上、その合憲性は厳しい審査基準で審査すべ

きなのだと主張しています。

そのうえで、少なくとも国側が合理性を立証しなければならないところ、年齢要件には合理性がないんだという主張をしています。

では、それぞれについて説明していきたいと思います。

まず、被告は、立候補年齢を何歳にするかについては、憲法が国会に決定を委ねているため、裁量があると主張しています。

しかし、被告は一方で被選挙権は重要な権利であることを認めています。重要な権利を自由に制約できるような広範な立法裁量が立法府に与えられているというのは不合理です。

きっと、被告と私たちでは被選挙権という重要な権利の重みについて違いがあるのだと思います。

私たち原告は、被選挙権がとても重要な権利だと考えています。判例もそう判示しています。

確かに、かつて天皇主権の影響で選挙権が権利であり義務でもあると解釈されていた時代には、被選挙権も候補者になれる資格だと解釈されていました。しかし、現代は国民主権です。自分たちが代表者を選び、自分たちが代表者になるという民主主義が

定着しています。

代表者になれるということは民主主義の根幹であり、資格ではなく重要な権利なんです。

そして、代表者を選ぶ人と代表者になれる人が同じであれば、その年齢も同じであることが原則のはずです。

代表者を選ぶ人が代表者になれないというのは、被選挙権の侵害です。

この重要な権利を国会が自由に制約できるような裁量が委ねられているなどと解釈することはできないはずですよ。

次に判断枠組みについてです。

被告国の主張する判断枠組は不明確です。

裁量の限界を超えて是認できない場合に違憲になるということですがこれは当然のことですよ。

どのような場合に裁量を超えるのかということを示せておらず、判断基準として機能していません。

あてはめを見るに、何らかの合理性があれば合憲だという非常に緩やかな基準を主張しているように思われます。

しかし、被選挙権が重要な権利である以上、その規制については厳しい基準で審査されるべきです。

被告はこのような原告の主張について「独自の見解」だと言っています。

しかし、私たちの主張は全く独自の見解ではありません。判例もこのような厳格な基準を用いています。

憲法学者の辻村先生も厳格な審査基準を採用べきだと言っています。

それだけではありません。憲法学者の杉原教授によれば、成年者に選挙権を認めていたとしても、被選挙権の方を制限できてしまうのであれば民意による政治は不可能だと言われています。

例えば、18歳に選挙権が保障されていたとしても、被選挙権が25歳以上にしか認められていないのであれば、それはもはや25歳以上の人たちが統治する社会です。

24歳以下の人たちは自分たちが暮らす国のことについて、自分たちが代表になって意思を反映することができません。

民主主義では代表者を選ぶ人と、代表者になれる人が同じであることが原則なはずで

そこに区別を設けて、投票者の年齢と異なる立候補年齢を定めるのであれば、国側に

その合理性を証明する責任があります。

国会に裁量があったとしてもなかったとしても、その証明ができなければならないはずで

その国が何を言っているのか。国は25歳以上の人たちには「社会経験から出て来る思慮分別がある」から、代表者を選ぶ人と代表者になれる人の年齢に違いがあることは合理的なんだと主張しています。

しかし、これは本当に合理的なのでしょうか。

国の主張は、24歳以下の人々は代表者になれるような思慮分別がないと言っているに等しいことです。

年齢という自分の努力ではどうにもならない事情で人をくくって、一律に低い能力だと決めつけているのですから、これは差別です。

偏見である以上、そこに客観的・科学的な根拠はありません。

国は代表者を選ぶ人と代表者になれる人との間の年齢に差を設ける理由について何も説明できていないと言わざるを得ません。

25歳や30を超えれば思慮分別が身に付くんだという客観的な根拠を何も明らかにしていないのです。なぜ25歳なのか、なぜ30歳なのかについて、結局何も合理

的・客観的な根拠を明らかにできないのです。

そもそも、代表者に思慮分別があるかどうかは、私たち有権者が選挙を通して判断すべきことです。

以上が争点に対する原告の主張になります。

私は、理屈で考えれば今の立候補年齢は説明できないと思います。

なのになぜずっとこの立候補年齢が続いて来てしまったのかといえば、国会議員は立候補年齢の引き下げによって競合相手を増やすことになってしまうため、これを変えることが難しいという構造的な問題があるからです。

構造的な問題によって立法府が自分達では是正できないからこそ、それを是正するための構造として私たち司法がいるのです。

この裁判は鏡です。

立法府だけの問題ではありません。我々司法が、憲法問題に対してどのように向き合うのかが問われています。

尻ごみをしてしまうのか、それともきちんと法と理屈で判断するのか、それが問われているのです。

私はこの国の司法の力を信じています。

私は、若者に対する偏見にまみれず、民主主義国家として本来あるべき若者の権利を回復できるはずだと、この国の司法の力を信じています。

以上です。